

関係法規集

国民健康保険法[抜粋]

第一章 総則

(国民健康保険)

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

第二章 市町村

(被保険者)

第五条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(国民健康保険運営協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令〔抜粋〕

第一章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第三条 国民健康保険運営協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

東郷町国民健康保険条例

第1章 東郷町が行う国民健康保険

第1条 東郷町が行う国民健康保険については、法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

(被保険者とししない者)

第4条 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者で次の表の左欄に掲げるものについて同表の中欄に掲げる金額が同表の右欄に掲げる金額に満たない者は被保険者とししない。

ア 療養の給付を受ける場合に自己負担金を支払うことを要しない者	当該年度の収入(老齢福祉年金、仕送り等を含み、当該施設からいわゆる個人的経費として支給される者は含まない。)と活用できる資産合計額	当該年度において課される保険料(税)の額と小遣いに相当する額の合計額
---------------------------------	---	------------------------------------

イ 療養の給付を受ける場合に自己負担金を支払うことを要する。	当該年度の収入と活用できる資産の合計額	当該年度において課される保険料（税）の額と療養の給付を受ける場合に支払うこととなる自己負担金の額と小遣いに相当する額の合計額
--------------------------------	---------------------	--

第4章 保険給付

（出産育児一時金）

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第5章 保健事業

(保健事業)

第7条 東郷町は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 成人病その他の疾病の予防
- (5) 健康づくり運動
- (6) 栄養改善
- (7) 母子保健
- (8) 診療所の設置
- (9) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第6章 国民健康保険税

第9条 町は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第7章 罰則

第10条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第11条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険

法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第12条 町は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第13条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

東郷町国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町国民健康保険条例（昭和41年東郷町条例第10号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、東郷町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 国民健康保険税に関すること。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更にに関すること。
- (4) 保健施設の実施大綱の策定に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 協議会は、町長から諮問があったときは、その都度これを開き、速やかに答申しなければならない。

3 協議会の審議状況は、その都度町長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 会長は、協議会を代表し、その議長となり、会務を総理する。

2 会長職務代理者は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集請求があったときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず次に掲げるときは、町長が招集する。

- (1) 委嘱後初の協議会の会長及び会長職務代理者の選挙を行うとき。
- (2) 協議会の会長及び会長職務代理者が欠けたとき。

第5条 会長が協議会を招集しようとするときは、これの目的事項、内容、日時、場所等をあらかじめ町長に通知しなければならない。

(定足数)

第6条 協議会は、委員定数の過半数の者が出席し、かつ、条例第2条各号に規定する委員一人以上が出席しなければならない。

(表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第8条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、町長又は関係町職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事録を作製し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議事及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部保険医療課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。